

PayPay カードサービス利用規約

PayPay カード会員規約

旧	新
第 8 条（通知等） 1. 会員は、入会申込時若しくは入会後当社所定の方法により会員が利用する携帯電話番号又は電子メールアドレスを当社に登録するものとします。 2. 当社は、会員に対して、前項の携帯電話番号又は電子メールアドレスを使用し、必要事項を通知することがあります。なお、当社が広告宣伝に関する案内をする場合には、当社所定の方法によりあらかじめ会員の承諾を得るものとします。	第 8 条（通知等） 1. 会員は、入会申込時若しくは入会後当社所定の方法により会員が利用する電子メールアドレス等（携帯電話番号その他会員が登録した連絡先を含みます。以下同じ。）を当社に登録するものとします。 2. 当社は、会員に対して、前項の電子メールアドレス等を使用し、必要事項を通知することがあります。なお、当社が広告宣伝に関する案内をする場合には、当社所定の方法によりあらかじめ会員の承諾を得るものとします。
2025 年 9 月 29 日	2026 年 4 月 1 日

PayPay カード会員メニュー利用者規定

旧	新
第 5 条（本メニューの内容等） 1. 当社の提供する本メニューの内容は、以下のとおりとします。 （1）利用者の住所勤務先、連絡先、支払口座その他の利用者が当社に届け出た情報（以下「属性情報」といいます。）の照会及び変更 （2）当カードの利用情報の照会及び支払方法の変更 （3）カード情報の管理 （4）法令等で定める情報の提供または書面の電磁的交付 （5）キャンペーンの案内及びエントリー登録 （6）利用者にお知らせすべき情報の提供 （7）前各号のほか、当社が本メニュー上で利用者に提供するサービス	第 5 条（本メニューの内容等） 1. 当社の提供する本メニューの内容は、以下のとおりとします。 （1）利用者の勤務先、連絡先、支払口座その他の利用者が当社に届け出た情報（以下「属性情報」といいます。）の照会及び変更（一部属性情報は変更が制限される場合があります。） （2）当カードの利用情報の照会及び支払方法の変更 （3）法令等で定める情報の提供または書面の電磁的交付 （4）キャンペーンの案内及びエントリー登録 （5）利用者にお知らせすべき情報の提供 （6）前各号のほか、当社が本メニュー上で利用者に提供するサービス
第 12 条（利用者に対する通知） 1. 本メニューの利用及び本規定に基づく利用会員に対する通知は、当該利用者が届け出た携帯電話番号又は電子メールアドレス宛に通知内容が発信したときをもって、到達したものとします。 2. ショートメッセージサービス（以下「SMS」といいます。）又は電子メールの管理を行うプロバイダーのコンピュータシステムの事故、携帯電話番号及び電子メールアドレスの変更を行ったにもかかわらず、変更後の携帯電話番号又は電子メールアドレス等の届出を行わなかった場合は、最終届出の携帯電話番号又は電子メールアドレスに宛てて諸通知の内容を送信したときをもって到達したものとします。 3. 当社は、利用者が届出した携帯電話番号又は電子メールアドレスを、利用者に対する通知や情報提供に利用します。ただし、利用者は、当社所定の届出をすることにより、必要通知を除く SMS 又は電子メールによる通知、情報提供の中止を依頼することができるものとします。	第 12 条（利用者に対する通知） 1. 本メニューの利用及び本規定に基づく利用者に対する通知は、当該利用者が届け出た電子メールアドレス等（携帯電話番号その他利用者が登録した連絡先を含みます。以下同じ。）宛に通知内容を当社が認める手段により発信したときをもって、到達したものとします。 2. 電子メールその他の通知手段の管理を行うプロバイダーのコンピュータシステムの事故、電子メールアドレス等の変更を行ったにもかかわらず、変更後の届出を行わなかった場合は、最終届出の電子メールアドレス等に宛てて通知内容を発信したときをもって到達したものとします。 3. 当社は、利用者が届け出した電子メールアドレス等を、利用者に対する通知や情報提供に利用します。ただし、利用者は、当社所定の届出をすることにより、必要通知を除く電子メールその他の手段による通知、情報提供の中止を依頼することができるものとします。 4. 当社は、利用者に対して電子メールその他の手段で通知や情報提供を行ったことにより、利用者又は第三者に対して損害が発生した場合

4. 当社は、利用者 が届出した携帯電話番号又は電子メールアドレス に対して通知や情報提供を行ったことにより、利用者又は第三者に対して損害が発生した場合にも、当社の故意又は過失による場合を除き、当社は一切責任を負わないものとします。	にも、当社の故意又は過失による場合を除き、当社は一切責任を負わないものとします。
2023 年 10 月 1 日	2026 年 4 月 1 日

電磁化書面規定（割販）

旧	新
第 5 条（ご利用代金請求明細書の通知方法） 1. 当社は、会員サイト内又は会員が届け出た携帯電話番号若しくは電子メールアドレス宛にご利用代金請求明細書の作成が完了した旨を、原則として毎月 12 日以降に会員サイト内、ショートメッセージサービス（以下「SMS」といいます。）又は電子メール等の電磁的方法により配信（以下「請求確定案内通知」といいます。）します。会員は、請求確定案内通知を受領後、通信端末機器等より会員サイトにアクセスして、ご利用代金請求明細書の内容を閲覧し、会員自身で当該ご利用代金請求明細書を会員の通信端末機器等に保存するものとします。また、会員は、システムメンテナンス等による本機能停止その他の事情により会員サイト内で確認ができない場合があることにあらかじめ同意するものとします。請求確定案内通知の配信後 1 週間以内に会員からの申し出がない限り、ご利用代金請求明細書の内容について異議がないものとして、口座振替等を行います。 3. 当社が第 1 項にもとづく請求確定案内通知を配信した場合は、当社から会員に対して、請求確定案内通知の到達の確認はいたしません。会員が登録した携帯電話及び電子メールアドレスに対して請求確定案内通知を送信したにもかかわらず、会員が請求確定案内通知を受信できなかった場合及び携帯電話番号等その他属性情報の届け出を怠ったために通知が到達しなかった場合（会員が属性情報を誤って登録した場合も含む。）には、通常到達する時点において到達したものとみなし、当社は請求確定案内通知の不着に関し一切責任を負わないものとします。	第 5 条（ご利用代金請求明細書の通知方法） 1. 当社は、会員サイト内又は会員が届け出た電子メールアドレス等（携帯電話番号その他会員が登録した連絡先を含みます。以下同じ。）宛にご利用代金請求明細書の作成が完了した旨を、原則として毎月 12 日以降に会員サイト内又は電子メールその他の電磁的方法により配信（以下「請求確定案内通知」といいます。）します。会員は、請求確定案内通知を受領後、通信端末機器等より会員サイトにアクセスして、ご利用代金請求明細書の内容を閲覧し、会員自身で当該ご利用代金請求明細書を会員の通信端末機器等に保存するものとします。また、会員は、システムメンテナンス等による本機能停止その他の事情により会員サイト内で確認ができない場合があることにあらかじめ同意するものとします。請求確定案内通知の配信後 1 週間以内に会員からの申し出がない限り、ご利用代金請求明細書の内容について異議がないものとして、口座振替等を行います。 3. 当社が第 1 項にもとづく請求確定案内通知を配信した場合は、当社から会員に対して、請求確定案内通知の到達の確認はいたしません。会員が登録した電子メールアドレス等に対して請求確定案内通知を送信したにもかかわらず、会員が請求確定案内通知を受信できなかった場合及び電子メールアドレス等その他属性情報の届け出を怠ったために通知が到達しなかった場合（会員が誤って登録した場合も含む。）には、通常到達する時点において到達したものとみなし、当社は請求確定案内通知の不着に関し一切責任を負わないものとします。
第 6 条（他通知書類の通知方法） 1. 当社は、ご利用代金請求明細書以外の通知書類の作成が完了した場合、会員サイト内又は会員が届け出た携帯電話番号若しくは電子メールアドレス宛に会員サイト内、SMS又は電子メール等の電磁的方法により、「ご契約内容のご案内」等（以下「ご案内通知」といいます。）を配信します。会員は、ご案内通知を受領後、通信端末機器等より会員サイト等を通じて当社のサーバーにアクセスし、当社所定の本人認証を行った上、当該内容を確認し、会員自身の通信端末機器等に記録するものとします。なお、一部携帯電話では会員サイトを閲覧することはできません。また、会員は、システムメンテナンス等又は会員の通信端末機器等の状態、会員が携帯電話番号及び電子メールアドレス	第 6 条（他通知書類の通知方法） 1. 当社は、ご利用代金請求明細書以外の通知書類の作成が完了した場合、会員サイト内又は会員が届け出た電子メールアドレス等宛に会員サイト内又は電子メールその他の電磁的方法により、「ご契約内容のご案内」等（以下「ご案内通知」といいます。）を配信します。会員は、ご案内通知を受領後、通信端末機器等より会員サイト等を通じて当社のサーバーにアクセスし、当社所定の本人認証を行った上、当該内容を確認し、会員自身の通信端末機器等に記録するものとします。なお、一部携帯電話では会員サイトを閲覧することはできません。また、会員は、システムメンテナンス等又は会員の通信端末機器等の状態、会員が電子メールアドレス等の変更連絡をしていない等の事情によりご

スの変更連絡をしていない等の事情によりご案内通知が会員に到達ができない場合があることにあらかじめ承諾するものとします。 2. 会員が登録した携帯電話番号又は電子メールアドレスに対して当社がご案内通知を通知したにもかかわらず、会員がご案内通知を受信できなかった場合及び携帯電話番号等その他属性情報の届け出を怠ったために通知が到達しなかった場合（会員が属性情報を誤って登録した場合も含む。）には、通常到達する時点において到達したものとみなし、当社は請求確定案内通知の不着に関し一切責任を負わないものとします。	案内通知が会員に到達ができない場合があることにあらかじめ承諾するものとします。 2. 会員が登録した電子メールアドレス等に対して当社がご案内通知を通知したにもかかわらず、会員がご案内通知を受信できなかった場合及び電子メールアドレス等その他属性情報の届け出を怠ったために通知が到達しなかった場合（会員が誤って登録した場合も含む。）には、通常到達する時点において到達したものとみなし、当社は請求確定案内通知の不着に関し一切責任を負わないものとします。
第7条（携帯電話番号及び電子メールアドレス） 会員は、携帯電話番号及び電子メールアドレスの変更を行った場合には、遅滞なく当社所定の方法で変更の手続きを行うものとします。	第7条（電子メールアドレス等） 会員は、電子メールアドレス等の変更を行った場合には、遅滞なく当社所定の方法で変更の手続きを行うものとします。
2021年12月1日	2026年4月1日

電磁化書面規定（貸金）

旧	新
第6条（会員への通知方法） 1. 当社は、会員が届け出た携帯電話番号又は電子メールアドレス宛に、書面内容の作成が完了した旨のショートメッセージサービス（以下「SMS」といいます。）又は電子メール（以下「書面通知メール」といいます。）等の電磁的方法により配信します。会員は、書面通知メールを受領後、パソコン等により会員サイトにアクセスし、当社所定の本人認証を行った上、当該内容を確認し、自らのパソコン等に記録するものとします。なお、一部携帯電話では会員サイトを閲覧することはできません。また、会員は、当社及びLINEやフーのシステムメンテナンス等又は会員が携帯電話番号及び電子メールアドレスの変更連絡をしていない等の事情により書面通知メールが会員に到達ができない場合があることをあらかじめ承諾するものとします。 2. 会員が登録した携帯電話番号又は電子メールアドレスに対して当社が書面通知メールを送信したにもかかわらず、会員が書面通知メールを受信できなかった場合、当社は一切責任を負わないものとします。	第6条（会員への通知方法） 1. 当社は、会員が届け出た電子メールアドレス等（携帯電話番号その他会員が登録した連絡先を含みます。以下同じ。）宛に、書面内容の作成が完了した旨を電子メールその他（以下「書面通知メール」といいます。）の電磁的方法により配信します。会員は、書面通知メールを受領後、パソコン等により会員サイトにアクセスし、当社所定の本人認証を行った上、当該内容を確認し、自らのパソコン等に記録するものとします。なお、一部携帯電話では会員サイトを閲覧することはできません。また、会員は、当社及びLINEやフーのシステムメンテナンス等又は会員が電子メールアドレス等の変更連絡をしていない等の事情により書面通知メールが会員に到達ができない場合があることをあらかじめ承諾するものとします。 2. 会員が登録した電子メールアドレス等に対して当社が書面通知メールを送信したにもかかわらず、会員が書面通知メールを受信できなかった場合、当社は一切責任を負わないものとします。
第7条（本機能の登録） 1. 本機能の登録は、会員規約を承認した会員が本機能の申込みを行うことができ、当社が承認した場合は本機能を登録することができます。 2. 会員が本機能の申込みの際に申請し当社が登録した携帯電話番号又は電子メールアドレスに、メールの配信又は当社所定の方法で通知します。 3. 会員は、前項の携帯電話番号及び電子メールアドレスを変更したい場合には、速やかに当社所定の方法により変更手続きを行うものとします。 4. 会員が登録した携帯電話番号又は電子メールアドレスに対して当	第7条（本機能の登録） 1. 本機能の登録は、会員規約を承認した会員が本機能の申込みを行うことができ、当社が承認した場合は本機能を登録することができます。 2. 会員が本機能の申込みの際に申請し当社が登録した電子メールアドレス等に、メールの配信又は当社所定の方法で通知します。 3. 会員は、前項の電子メールアドレス等を変更したい場合には、速やかに当社所定の方法により変更手続きを行うものとします。 4. 会員が登録した電子メールアドレス等に対して当社が書面通知メールを送信したにもかかわらず、会員がメールを受信できなかった場合及び電子メールアドレス等その他属性情報の届出を怠ったために通知が

社が書面通知メールを送信したにもかかわらず、会員がメールを受信できなかった場合及び属性情報の届出を怠ったために通知が到着しなかった場合は通常到着したものとみなし、当社は一切責任を負わないものとします。	到着しなかった場合は通常到着したものとみなし、当社は一切責任を負わないものとします。
2023 年 10 月 1 日	2026 年 4 月 1 日

PayPay カード（PayPay 決済用）会員特約（PayPay カード会員用）

旧	新
第 7 条（通知等） 1. 本特約会員は、PayPay カード（PayPay 決済用）の利用に際し、当社所定の方法により本特約会員が利用する携帯電話番号又は電子メールアドレスを当社に登録するものとします。 2. 当社は、本特約会員に対して、PayPay アプリ上若しくは会員メニュー内において必要事項を通知することがあります。また、前項の携帯電話番号若しくは電子メールアドレス宛にショート・メッセージ・サービス若しくは電子メール等を使用し、PayPay カード（PayPay 決済用）に関する必要事項を通知することがあります。この場合、当社が広告宣伝に関する案内をする場合には、当社所定の方法によりあらかじめ本特約会員の承諾を得るものとします。	第 7 条（通知等） 1. 本特約会員は、PayPay カード（PayPay 決済用）の利用に際し、当社所定の方法により本特約会員が利用する電子メールアドレス等（携帯電話番号その他本特約会員が登録した連絡先を含みます。以下同じ。）を当社に登録するものとします。 2. 当社は、本特約会員に対して、PayPay アプリ上若しくは会員メニュー内において必要事項を通知することがあります。また、前項の電子メールアドレス等宛に電子メールその他の手段を使用し、PayPay カード（PayPay 決済用）に関する必要事項を通知することがあります。この場合、当社が広告宣伝に関する案内をする場合には、当社所定の方法によりあらかじめ本特約会員の承諾を得るものとします。
2024 年 7 月 24 日	2026 年 4 月 1 日

PayPay カード（PayPay 決済用）会員メニュー利用者規定(PayPay カード会員向け PayPay カード（PayPay 決済用）特約)

旧	新
第 12 条（利用者に対する通知） 2. PayPay カード（PayPay 決済用）の利用及び本規定に基づく利用者に対する通知を、当該利用者が届け出た携帯電話番号等宛に、ショート・メッセージ・サービス（以下、「SMS」といいます。）若しくは電子メール（以下、SMS と併せて「SMS 等」）により発信したときは、当該通知内容が発信されたときをもって、利用者に到達したものとみなします。 3. 利用者が届け出た携帯電話番号等に宛てて SMS 等を当社が送信したにもかかわらず、SMS 等の管理を行うプロバイダーのコンピュータシステム等の事故等又は利用者が携帯電話番号等の変更を行ったにもかかわらず変更後の携帯電話番号等の届け出を行わなかったためにSMS 等が利用者に届かなかった場合（利用者が属性情報を誤って登録した場合も含む）、当社が SMS 等を送信したときをもって利用者に到達したものとみなします。 4. 当社は、利用者が届け出した携帯電話番号等を、利用者に対する通知や情報提供に利用します。ただし、利用者は、当社所定の届け出をすることにより、必要通知を除く電磁的方法による通知、情報提供の中止を依頼することができるものとします。	第 12 条（利用者に対する通知） 2. PayPay カード（PayPay 決済用）の利用及び本規定に基づく利用者に対する通知を、電子メールその他の手段（以下、「電子メール等」）により発信したときは、当該通知内容が発信されたときをもって、利用者に到達したものとみなします。 3. 利用者が届け出た電子メールアドレス等（携帯電話番号その他利用者が登録した連絡先を含みます。以下同じ。）に宛てて電子メール等を当社が送信したにもかかわらず、電子メール等の管理を行うプロバイダーのコンピュータシステム等の事故等又は利用者が電子メールアドレス等の変更を行ったにもかかわらず変更後の届け出を行わなかったために電子メール等が利用者に届かなかった場合（利用者が誤って登録した場合も含む）、当社が電子メール等を送信したときをもって利用者に到達したものとみなします。 4. 当社は、利用者が届け出した電子メールアドレス等を、利用者に対する通知や情報提供に利用します。ただし、利用者は、当社所定の届け出をすることにより、必要通知を除く電磁的方法による通知、情報提供の中止を依頼することができるものとします。 5. 当社は、利用者が届け出した電子メールアドレス等に対して通知や

5. 当社は、利用者が届け出した 携帯電話番号 等に対して通知や情報提供を行ったことにより、利用者又は第三者に対して損害が発生した場合にも、当社の故意又は過失による場合を除き、当社は一切責任を負わないものとします。	情報提供を行ったことにより、利用者又は第三者に対して損害が発生した場合にも、当社の故意又は過失による場合を除き、当社は一切責任を負わないものとします。
2023 年 8 月 1 日	2026 年 4 月 1 日

電磁化書面規定（割販）（PayPay カード会員向け PayPay カード（PayPay 決済用）特約）

旧	新
第 5 条（ご利用代金請求明細書の通知方法） 1. 当社は、特約会員が届け出た携帯電話番号又は電子メールアドレス宛にご利用代金請求明細書の作成が完了した旨を、原則として毎月 12 日以降に PayPay アプリ上若しくはショートメッセージサービス（以下、「SMS」といいます。）又は電子メール等の電磁的方法により配信（以下、「請求確定案内通知」といいます。）します。特約会員は、請求確定案内通知を受領後、会員メニューを通じて当社のサーバーにアクセスする方法によりご利用代金請求明細書の内容を閲覧し、特約会員自身で当該利用代金請求明細書を特約会員の通信端末機器等に保存するものとします。また、特約会員は、システムメンテナンス等による本機能停止その他の事情により会員メニュー内で確認ができない場合があることにあらかじめ同意するものとします。請求確定案内通知の配信後 1 週間以内に特約会員からの申し出がない限り、ご利用代金請求明細書の内容について異議がないものとして、口座振替等を行います。 3. 当社が第 1 項にもとづく請求確定案内通知を配信した場合は、当社から特約会員に対して、請求確定案内通知の到達の確認はいたしません。特約会員が登録した携帯電話又は電子メールアドレスに対して請求確定案内通知を送信したにもかかわらず、特約会員が請求確定案内通知を受信できなかった場合及び携帯電話番号等その他属性情報の届け出を怠ったために通知が到達しなかった場合（特約会員が属性情報を誤って登録した場合も含む）は通常到達したものとみなし、当社は一切責任を負わないものとします。	第 5 条（ご利用代金請求明細書の通知方法） 1. 当社は、特約会員が届け出た電子メールアドレス等（携帯電話番号その他特約会員が登録した連絡先を含みます。以下同じ。）宛にご利用代金請求明細書の作成が完了した旨を、原則として毎月 12 日以降に PayPay アプリ上又は電子メールその他の電磁的方法により配信（以下、「請求確定案内通知」といいます。）します。特約会員は、請求確定案内通知を受領後、会員メニューを通じて当社のサーバーにアクセスする方法によりご利用代金請求明細書の内容を閲覧し、特約会員自身で当該利用代金請求明細書を特約会員の通信端末機器等に保存するものとします。また、特約会員は、システムメンテナンス等による本機能停止その他の事情により会員メニュー内で確認ができない場合があることにあらかじめ同意するものとします。請求確定案内通知の配信後 1 週間以内に特約会員からの申し出がない限り、ご利用代金請求明細書の内容について異議がないものとして、口座振替等を行います。 3. 当社が第 1 項にもとづく請求確定案内通知を配信した場合は、当社から特約会員に対して、請求確定案内通知の到達の確認はいたしません。特約会員が登録した電子メールアドレス等に対して請求確定案内通知を送信したにもかかわらず、特約会員が請求確定案内通知を受信できなかった場合及び電子メールアドレス等その他属性情報の届け出を怠ったために通知が到達しなかった場合（特約会員が誤って登録した場合も含む）は通常到達したものとみなし、当社は一切責任を負わないものとします。
第 6 条（他通知書類の通知方法） 1. 当社は、前条以外の通知書類の作成が完了した場合、特約会員の通信端末機器等にインストールされた PayPay アプリ上での通知、若しくは特約会員が届け出た携帯電話番号又は電子メールアドレス宛にSMS又は電子メール等の電磁的方法により「ご契約内容のご案内」等（以下、「ご案内通知」といいます。）を配信します。特約会員は、ご案内通知を受領後、会員メニュー等を通じて当社のサーバーにアクセスし、当社所定の本人認証を行った上、当該内容を確認し、特約会員自身の通信端末機器等に記録するものとします。また、特約会員は、システムメンテナンス等又は特約会員の通信端末機器等の状態、特約会員が携帯電話番号及び電子メールアドレスの変更連絡をしていない	第 6 条（他通知書類の通知方法） 1. 当社は、前条以外の通知書類の作成が完了した場合、特約会員の通信端末機器等にインストールされた PayPay アプリ上での通知、若しくは特約会員が届け出た電子メールアドレス等宛に電子メールその他の電磁的方法により「ご契約内容のご案内」等（以下、「ご案内通知」といいます。）を配信します。特約会員は、ご案内通知を受領後、会員メニュー等を通じて当社のサーバーにアクセスし、当社所定の本人認証を行った上、当該内容を確認し、特約会員自身の通信端末機器等に記録するものとします。また、特約会員は、システムメンテナンス等又は特約会員の通信端末機器等の状態、特約会員が電子メールアドレス等の変更連絡をしていない等の事情によりご案内通知が特約会員に

等の事情によりご案内通知が特約会員に到達ができない場合がありますことあらかじめ承諾するものとします。 2. 特約会員が登録した 携帯電話又は 電子メールアドレスに対して当社がご案内通知を通知したにもかかわらず、特約会員がご案内通知を受信できなかった場合及び 携帯電話番号 等その他属性情報の届け出を怠ったために通知が到達しなかった場合（特約会員が 属性情報 を誤って登録した場合も含む）は通常到達したものとみなし、当社は一切責任を負わないものとします。	到達ができない場合がありますことあらかじめ承諾するものとします。 2. 特約会員が登録した電子メールアドレス 等 に対して当社がご案内通知を通知したにもかかわらず、特約会員がご案内通知を受信できなかった場合及び 電子メールアドレス 等その他属性情報の届け出を怠ったために通知が到達しなかった場合（特約会員が誤って登録した場合も含む）は通常到達したものとみなし、当社は一切責任を負わないものとします。
第7条（ 携帯電話番号及び 電子メールアドレス） 特約会員は、 携帯電話番号又は 電子メールアドレスの変更を行った場合には、遅滞なく当社所定の方法で変更の手続を行うものとします。	第7条（電子メールアドレス 等 ） 特約会員は、電子メールアドレス 等 の変更を行った場合には、遅滞なく当社所定の方法で変更の手続を行うものとします。
2023年8月1日	2026年4月1日

電磁化書面規定（貸金）（PayPayカード会員向け PayPay カード（PayPay 決済用）特約）

旧	新
第6条（特約会員への通知方法） 1. 当社は、特約会員が届け出た 携帯電話番号又は 電子メールアドレス宛に、書面内容の作成が完了した旨を、PayPay アプリ上 若しくはショートメッセージサービス（以下、「SMS」といいます。） 又は電子メール（以下、「書面通知」といいます。） 等 の電磁的方法により配信します。特約会員は、書面通知を受領後、会員メニュー等を通じて当社のサーバーにアクセスし、当社所定の本人認証を行った上、当該内容を確認し、特約会員自身の通信端末等に記録するものとします。また、特約会員は、システムメンテナンス等又は特約会員の通信端末機器等の状態、特約会員が 携帯電話番号及び 電子メールアドレスの変更連絡をしていない等の事情により書面通知が特約会員に到達ができない場合がありますことあらかじめ承諾するものとします。 2. 特約会員が登録した 携帯電話番号又は 電子メールアドレスに対して当社が書面通知を送信したにもかかわらず、特約会員が書面通知を受信できなかった場合及び 携帯電話番号 等その他属性情報の届出を怠ったために通知が到達しなかった場合（特約会員が 属性情報 を誤って登録した場合も含む）は通常到達したものとみなし、当社は一切責任を負わないものとします。	第6条（特約会員への通知方法） 1. 当社は、特約会員が届け出た電子メールアドレス 等（携帯電話番号その他特約会員が登録した連絡先を含みます。以下同じ。） 宛に、書面内容の作成が完了した旨を、PayPay アプリ上又は電子メール その他 （以下、「書面通知」といいます。）の電磁的方法により配信します。特約会員は、書面通知を受領後、会員メニュー等を通じて当社のサーバーにアクセスし、当社所定の本人認証を行った上、当該内容を確認し、特約会員自身の通信端末等に記録するものとします。また、特約会員は、システムメンテナンス等又は特約会員の通信端末機器等の状態、特約会員が電子メールアドレス 等 の変更連絡をしていない等の事情により書面通知が特約会員に到達ができない場合がありますことあらかじめ承諾するものとします。 2. 特約会員が登録した電子メールアドレス 等 に対して当社が書面通知を送信したにもかかわらず、特約会員が書面通知を受信できなかった場合及び 電子メールアドレス 等その他属性情報の届出を怠ったために通知が到達しなかった場合（特約会員が誤って登録した場合も含む）は通常到達したものとみなし、当社は一切責任を負わないものとします。
第7条（ 携帯電話番号及び 電子メールアドレス） 特約会員は、 携帯電話番号又は 電子メールアドレスの変更を行った場合には、遅滞なく当社所定の方法で変更の手続を行うものとします。	第7条（電子メールアドレス 等 ） 特約会員は、電子メールアドレス 等 の変更を行った場合には、遅滞なく当社所定の方法で変更の手続を行うものとします。
2023年8月1日	2026年4月1日

PayPay カード（PayPay 決済用）サービス利用規約

PayPay カード（PayPay 決済用）会員規約

旧	新
---	---

第9条（通知等） 1. 本会員は、申込時又は入会后、当社所定の方法により本会員が利用する携帯電話番号又は電子メールアドレスを当社に登録するものとします。 2. 当社は、本会員に対して、PayPay アプリ上若しくは会員メニュー内において必要事項を通知することがあります。また、前項の携帯電話番号若しくは電子メールアドレス宛にショート・メッセージ・サービス若しくは電子メール等を使用し、必要事項を通知することがあります。この場合、当社が広告宣伝に関する案内をする場合には、当社所定の方法によりあらかじめ本会員の承諾を得るものとします。 2025年9月29日	第9条（通知等） 1. 本会員は、申込時又は入会后、当社所定の方法により本会員が利用する電子メールアドレス等（携帯電話番号その他本会員が登録した連絡先を含みます。以下同じ。）を当社に登録するものとします。 2. 当社は、本会員に対して、PayPay アプリ上若しくは会員メニュー内において必要事項を通知することがあります。また、前項の電子メールアドレス等宛に電子メールその他の手段を使用し、必要事項を通知することがあります。この場合、当社が広告宣伝に関する案内をする場合には、当社所定の方法によりあらかじめ本会員の承諾を得るものとします。 2026年4月1日
--	--

PayPay カード（PayPay 決済用）会員メニュー利用者規定

旧	新
第5条（会員メニューの内容等） 1. 当社の提供する会員メニューの内容は、以下のとおりとします。 （1）利用者の住所、勤務先、連絡先、支払口座その他の利用者が当社に届け出た情報（以下、「属性情報」といいます。）の照会及び変更 （2）本サービスの利用情報の照会及び支払方法の変更 （3）カード情報の管理 （4）法定書面の電磁的方法による提供 （5）キャンペーンの案内及びエントリー登録 （6）その他当社が利用者にお知らせすべき情報の提供 （7）前各号のほか、当社が会員メニュー内で利用者に提供するサービス	第5条（会員メニューの内容等） 2. 当社の提供する会員メニューの内容は、以下のとおりとします。 （1）利用者勤務先、連絡先、支払口座その他の利用者が当社に届け出た情報（以下、「属性情報」といいます。）の照会及び変更（一部属性情報は変更が制限される場合があります。） （2）本サービスの利用情報の照会及び支払方法の変更 （3）法定書面の電磁的方法による提供 （4）キャンペーンの案内及びエントリー登録 （5）その他当社が利用者にお知らせすべき情報の提供 （6）前各号のほか、当社が会員メニュー内で利用者に提供するサービス
第12条（利用者に対する通知） 2. 本サービスの利用及び本規定に基づく利用会員に対する通知を、当該利用者が届け出た携帯電話番号等宛に、ショート・メッセージ・サービス（以下、「SMS」といいます。）若しくは電子メール（以下 SMS と併せて「SMS 等」）により発信したときは、当該通知内容が発信されたときをもって、利用者に到達したものとみなします。 3. 利用者が届け出た携帯電話番号等に宛てて SMS 等を当社が送信したにもかかわらず SMS 等の管理を行うプロバイダーのコンピュータシステム等の事故等又は利用者が携帯電話番号等の変更を行ったにもかかわらず変更後の携帯電話番号等の届け出を行わなかったために SMS 等が利用者に届かなかった場合（利用者が属性情報を誤って登録した場合も含む）、当社が SMS 等を送信したときをもって利用者に到達したものとみなします。 4. 当社は、利用者が届出した携帯電話番号等を、利用者に対する通知や情報提供に利用します。ただし、利用者は、当社所定の届け出をすることにより、必要通知を除く電磁的方法による通知、情報提供の	第12条（利用者に対する通知） 2. 本サービスの利用及び本規定に基づく利用会員に対する通知を、電子メールその他の手段（以下「電子メール等」）により発信したときは、当該通知内容が発信されたときをもって、利用者に到達したものとみなします。 3. 利用者が届け出た電子メールアドレス等（携帯電話番号その他利用者が登録した連絡先を含みます。以下同じ。）に宛てて電子メール等を当社が送信したにもかかわらず、電子メール等の管理を行うプロバイダーのコンピュータシステム等の事故等又は利用者が携帯電話番号等の変更を行ったにもかかわらず変更後の届出を行わなかったために電子メール等が利用者に届かなかった場合（利用者が誤って登録した場合も含む）、当社が電子メール等を送信したときをもって利用者に到達したものとみなします。 4. 当社は、利用者が届出した電子メールアドレス等を、利用者に対する通知や情報提供に利用します。ただし、利用者は、当社所定の届け出をすることにより、必要通知を除く電磁的方法による通知、情報提供の

中止を依頼することができるものとします。 5. 当社は、利用者が届出した携帯電話番号等に対して通知や情報提供を行ったことにより、利用者又は第三者に対して損害が発生した場合にも、当社の故意又は過失による場合を除き、当社は一切責任を負わないものとします。	の中止を依頼することができるものとします。 5. 当社は、利用者が届出した電子メールアドレス等に対して通知や情報提供を行ったことにより、利用者又は第三者に対して損害が発生した場合にも、当社の故意又は過失による場合を除き、当社は一切責任を負わないものとします。
2023 年 8 月 1 日	2026 年 4 月 1 日

電磁化書面規定（割販）

旧	新
第 5 条（ご利用代金請求明細書の通知方法） 1. 当社は、会員が届け出た携帯電話番号又は電子メールアドレス宛にご利用代金請求明細書の作成が完了した旨を、原則として毎月 12 日以降に PayPay アプリ上若しくはショートメッセージサービス（以下、「SMS」といいます。）又は電子メール等の電磁的方法により配信（以下、「請求確定案内通知」といいます。）します。会員は、請求確定案内通知を受領後、会員メニュー等を通じて当社のサーバーにアクセスする方法によりご利用代金請求明細書の内容を閲覧し、会員自身で当該利用代金請求明細書を会員の通信端末機器等に保存するものとします。また、会員は、システムメンテナンス等による本機能停止その他の事情により会員メニュー内で確認ができない場合があることにあらかじめ同意するものとします。請求確定案内通知の配信後 1 週間以内に会員からの申し出がない限り、ご利用代金請求明細書の内容について異議がないものとして、口座振替等を行います。 3. 当社が第 1 項に基づく請求確定案内通知をした場合は、当社から会員に対して、請求確定案内通知の到達の確認はいたしません。会員が登録した携帯電話又は電子メールアドレスに対して請求確定案内通知を送信したにもかかわらず、会員が請求確定案内通知を受信できなかった場合及び携帯電話番号等その他属性情報の届け出を怠ったために通知が到達しなかった場合（会員が属性情報を誤って登録した場合も含む）は通常到達したものとみなし、当社は一切責任を負わないものとします。	第 5 条（ご利用代金請求明細書の通知方法） 1. 当社は、会員が届け出た電子メールアドレス等（携帯電話番号その他会員が登録した連絡先を含みます。以下同じ。）宛にご利用代金請求明細書の作成が完了した旨を、原則として毎月 12 日以降に PayPay アプリ上又は電子メールその他の電磁的方法により配信（以下、「請求確定案内通知」といいます。）します。会員は、請求確定案内通知を受領後、会員メニュー等を通じて当社のサーバーにアクセスする方法によりご利用代金請求明細書の内容を閲覧し、会員自身で当該利用代金請求明細書を会員の通信端末機器等に保存するものとします。また、会員は、システムメンテナンス等による本機能停止その他の事情により会員メニュー内で確認ができない場合があることにあらかじめ同意するものとします。請求確定案内通知の配信後 1 週間以内に会員からの申し出がない限り、ご利用代金請求明細書の内容について異議がないものとして、口座振替等を行います。 3. 当社が第 1 項に基づく請求確定案内通知をした場合は、当社から会員に対して、請求確定案内通知の到達の確認はいたしません。会員が登録した電子メールアドレス等に対して請求確定案内通知を送信したにもかかわらず、会員が請求確定案内通知を受信できなかった場合及び電子メールアドレス等その他属性情報の届け出を怠ったために通知が到達しなかった場合（会員が誤って登録した場合も含む）は通常到達したものとみなし、当社は一切責任を負わないものとします。
第 6 条（他通知書類の通知方法） 1. 当社は、前条以外の通知書類の作成が完了した場合、会員の通信端末機器等にインストールされた PayPay アプリ上での通知、若しくは会員が届け出た携帯電話番号又は電子メールアドレス宛に SMS 又は電子メール等の電磁的方法により「ご契約内容のご案内」等（以下、「ご案内通知」といいます。）を配信します。会員は、ご案内通知を受領後、会員メニュー等を通じて当社のサーバーにアクセスし、当社所定の本人認証を行った上、当該内容を確認し、会員自身の通信端末機器等に記録するものとします。また、会員は、システムメンテナンス等又は会員の通信端末機器等の状態、会員が携帯電話番号及び電子メールアドレスの変更連絡をしていない等の事情によりご案内通知が会	第 6 条（他通知書類の通知方法） 1. 当社は、前条以外の通知書類の作成が完了した場合、会員の通信端末機器等にインストールされた PayPay アプリ上での通知、若しくは会員が届け出た電子メールアドレス等宛に電子メール等の電磁的方法により「ご契約内容のご案内」等（以下、「ご案内通知」といいます。）を配信します。会員は、ご案内通知を受領後、会員メニュー等を通じて当社のサーバーにアクセスし、当社所定の本人認証を行った上、当該内容を確認し、会員自身の通信端末機器等に記録するものとします。また、会員は、システムメンテナンス等又は会員の通信端末機器等の状態、会員が電子メールアドレス等の変更連絡をしていない等の事情によりご案内通知が会員に到達ができない場合があることにあらかじめ

員に到達ができない場合があることをあらかじめ承諾するものとします。 2. 会員が登録した 携帯電話又は 電子メールアドレスに対して当社がご案内通知を通知したにもかかわらず、会員がご案内通知を受信できなかった場合及び 携帯電話番号 等その他属性情報の届け出を怠ったために通知が到達しなかった場合（会員が 属性情報 を誤って登録した場合も含む）は通常到達したものとみなし、当社は一切責任を負わないものとします。	じめ承諾するものとします。 2. 会員が登録した電子メールアドレス 等 に対して当社がご案内通知を通知したにもかかわらず、会員がご案内通知を受信できなかった場合及び 電子メールアドレス 等その他属性情報の届け出を怠ったために通知が到達しなかった場合（会員が誤って登録した場合も含む）は通常到達したものとみなし、当社は一切責任を負わないものとします。
第7条（ 携帯電話番号及び 電子メールアドレス） 会員は、 携帯電話番号又は 電子メールアドレスの変更を行った場合には、遅滞なく当社所定の方法で変更の手続きを行うものとします。	第7条（電子メールアドレス 等 ） 会員は、電子メールアドレス 等 の変更を行った場合には、遅滞なく当社所定の方法で変更の手続きを行うものとします。
2023年8月1日	2026年4月1日

電磁化書面規定（貸金）

旧	新
第6条（会員への通知方法） 1. 当社は、会員が届け出た 携帯電話番号又は 電子メールアドレス宛に、書面内容の作成が完了した旨を、PayPay アプリ上 若しくはショートメッセージサービス（以下、「SMS」といいます。） 、又は電子メール（以下、「書面通知」といいます。） 等 の電磁的方法により配信します。会員は、書面通知を受領後、会員メニュー等を通じて当社のサーバーにアクセスし、当社所定の本人認証を行った上、当該内容を確認し、会員自身の通信端末等に記録するものとします。また、会員は、システムメンテナンス等又は会員の通信端末機器等の状態、会員が 携帯電話番号及び 電子メールアドレスの変更連絡をしていない等の事情により書面通知が会員に到達ができない場合があることをあらかじめ承諾するものとします。 2. 会員が登録した 携帯電話番号又は 電子メールアドレスに対して当社が書面通知を送信したにもかかわらず、会員が書面通知を受信できなかった場合及び 携帯電話番号 等その他属性情報の届出を怠ったために通知が到達しなかった場合（会員が 属性情報 を誤って登録した場合も含む）は通常到達したものとみなし、当社は一切責任を負わないものとします。	第6条（会員への通知方法） 1. 当社は、会員が届け出た電子メールアドレス 等（携帯電話番号その他会員が登録した連絡先を含みます。以下同じ。） 宛に、書面内容の作成が完了した旨を、PayPay アプリ上又は電子メール その他 （以下、「書面通知」といいます。）の電磁的方法により配信します。会員は、書面通知を受領後、会員メニュー等を通じて当社のサーバーにアクセスし、当社所定の本人認証を行った上、当該内容を確認し、会員自身の通信端末等に記録するものとします。また、会員は、システムメンテナンス等又は会員の通信端末機器等の状態、会員が電子メールアドレス 等 の変更連絡をしていない等の事情により書面通知が会員に到達ができない場合があることをあらかじめ承諾するものとします。 2. 会員が登録した電子メールアドレス 等 に対して当社が書面通知を送信したにもかかわらず、会員が書面通知を受信できなかった場合及び 電子メールアドレス 等その他属性情報の届出を怠ったために通知が到達しなかった場合（会員が誤って登録した場合も含む）は通常到達したものとみなし、当社は一切責任を負わないものとします。
第7条（ 携帯電話番号及び 電子メールアドレス） 会員は、 携帯電話番号又は 電子メールアドレスの変更を行った場合には、遅滞なく当社所定の方法で変更の手続きを行うものとします。	第7条（電子メールアドレス 等 ） 会員は、電子メールアドレス 等 の変更を行った場合には、遅滞なく当社所定の方法で変更の手続きを行うものとします。
2023年8月1日	2026年4月1日

PayPay カード（旧 Yahoo! JAPAN カード）サービス利用規約

PayPay カード（旧 Yahoo! JAPAN カード）会員規約

旧	新
第8条（通知等）	第8条（通知等）

1. 本会員は、入会申込時若しくは入会后当社所定の方法により本会員が利用する携帯電話番号又は電子メールアドレスを当社に登録するものとします。 2. 当社は、本会員に対して、前項の携帯電話番号又は電子メールアドレスを使用し、必要事項を通知することがあります。なお、当社が広告宣伝に関する案内をする場合には、当社所定の方法によりあらかじめ本会員の承諾を得るものとします。	1. 本会員は、入会申込時若しくは入会后当社所定の方法により本会員が利用する電子メールアドレス等（携帯電話番号その他本会員が登録した連絡先を含みます。以下同じ。）を当社に登録するものとします。 2. 当社は、本会員に対して、前項の電子メールアドレス等を使用し、必要事項を通知することがあります。なお、当社が広告宣伝に関する案内をする場合には、当社所定の方法によりあらかじめ本会員の承諾を得るものとします。
2025 年 9 月 29 日	2026 年 4 月 1 日

PayPay カード（旧 Yahoo! JAPAN カード）会員サービスメニュー利用者規定

旧	新
第 5 条（本メニューの内容等） 当社の提供する本メニューの内容は、以下のとおりとします。 （1）利用者の住所、勤務先、連絡先、支払口座その他の利用者が当社に届け出た情報（以下「属性情報」といいます。）の照会及び変更 （2）当カードの利用情報の照会及び支払方法の変更 （3）カード情報の管理（PayPay カードの貸与を受けている利用者に限る。） （4）法令等で定める情報の提供または書面の電磁的交付 （5）キャンペーンの案内及びエントリー登録 （6）ポイントの照会 （7）その他当社が利用者にお知らせすべき情報の提供 （8）前各号のほか、当社がカード会員サービスメニュー上で利用者に提供するサービス	第 5 条（本メニューの内容等） 当社の提供する本メニューの内容は、以下のとおりとします。 （1）利用者の勤務先、連絡先、支払口座その他の利用者が当社に届け出た情報（以下「属性情報」といいます。）の照会及び変更（一部属性情報は変更が制限される場合があります。） （2）当カードの利用情報の照会及び支払方法の変更 （3）法令等で定める情報の提供または書面の電磁的交付 （4）キャンペーンの案内及びエントリー登録 （5）ポイントの照会 （6）その他当社が利用者にお知らせすべき情報の提供 （7）前各号のほか、当社がカード会員サービスメニュー上で利用者に提供するサービス
第 12 条（利用者に対する通知） 1. 本サービスの利用及び本規定に基づく利用会員に対する通知は、当該利用者が届け出た携帯電話番号又は電子メールアドレス宛に通知内容が発信したときをもって、到達したものとします。 2. ショートメッセージサービス（以下「SMS」といいます。）又は電子メールの管理を行うプロバイダーのコンピュータシステムの事故、携帯電話番号及び電子メールアドレスの変更を行ったにもかかわらず、変更後の携帯電話番号又は電子メールアドレス等の届出を行わなかった場合は、最終届出の携帯電話番号又は電子メールアドレスに宛てて諸通知の内容を送信したときをもって到達したものとします。 3. 当社は、利用者が届出した携帯電話番号又は電子メールアドレスを、利用者に対する通知や情報提供に利用します。ただし、利用者は、当社所定の届出をすることにより、必要通知を除く SMS 又は電子メールによる通知、情報提供の中止を依頼することができるものとします。 4. 当社は、利用者が届出した携帯電話番号又は電子メールアドレス	第 12 条（利用者に対する通知） 1. 本サービスの利用及び本規定に基づく利用会員に対する通知は、当該利用者が届け出た電子メールアドレス等（携帯電話番号その他利用者が登録した連絡先を含みます。以下同じ。）宛に通知内容を当社が必要と認める手段により発信したときをもって、到達したものとします。 2. 電子メールその他の通知手段の管理を行うプロバイダーのコンピュータシステムの事故、電子メールアドレス等の変更を行ったにもかかわらず、変更後の届出を行わなかった場合は、最終届出の電子メールアドレス等に宛てて通知内容を発信したときをもって到達したものとします。 3. 当社は、利用者が届出した電子メールアドレス等を、利用者に対する通知や情報提供に利用します。ただし、利用者は、当社所定の届出をすることにより、必要通知を除く電子メールその他の手段による通知、情報提供の中止を依頼することができるものとします。 4. 当社は、利用者に対して電子メールその他の手段で通知や情報提供を行ったことにより、利用者又は第三者に対して損害が発生した場合

に対して通知や情報提供を行ったことにより、利用者又は第三者に対して損害が発生した場合にも、当社の故意又は過失による場合を除き、当社は一切責任を負わないものとします。	にも、当社の故意又は過失による場合を除き、当社は一切責任を負わないものとします。
2023 年 10 月 1 日	2026 年 4 月 1 日

PayPay カード（旧 Yahoo! JAPAN カード）WEB 書面利用規定

旧	新
第 6 条（会員への通知方法） 1. 当社は、会員サイト内若しくは会員が届け出た携帯電話番号又は電子メールアドレス宛に、書面内容の作成が完了した旨のショートメッセージサービス（以下「SMS」といいます。）又は電子メール（以下「書面通知メール」といいます。）等の電磁的方法により配信します。会員は、書面通知メールを受領後、パソコン等により会員サイトにアクセスし、当社所定の本人認証を行った上、当該内容を確認し、自らのパソコン等に記録するものとします。なお、一部携帯電話では会員サイトを閲覧することはできません。また、会員は、当社及び LINE ヤフーのシステムメンテナンス等又は会員が携帯電話番号及び電子メールアドレスの変更連絡をしていない等の事情により書面通知メールが会員に到達ができない場合があることをあらかじめ承諾するものとします。 2. 会員が登録した携帯電話番号又は電子メールアドレスに対して当社が書面通知メールを送信したにもかかわらず、会員が書面通知メールを受信できなかった場合、当社は一切責任を負わないものとします。	第 6 条（会員への通知方法） 1. 当社は、会員サイト内若しくは会員が届け出た電子メールアドレス等（携帯電話番号その他会員が登録した連絡先を含みます。以下同じ。）宛に、書面内容の作成が完了した旨の電子メールその他（以下「書面通知メール」といいます。）の電磁的方法により配信します。会員は、書面通知メールを受領後、パソコン等により会員サイトにアクセスし、当社所定の本人認証を行った上、当該内容を確認し、自らのパソコン等に記録するものとします。なお、一部携帯電話では会員サイトを閲覧することはできません。また、会員は、当社及び LINE ヤフーのシステムメンテナンス等又は会員が電子メールアドレス等の変更連絡をしていない等の事情により書面通知メールが会員に到達ができない場合があることをあらかじめ承諾するものとします。 2. 会員が登録した電子メールアドレス等に対して当社が書面通知メールを送信したにもかかわらず、会員が書面通知メールを受信できなかった場合、当社は一切責任を負わないものとします。
第 7 条（本機能の登録） 2. 会員が本機能の申込みの際に申請し当社が登録した携帯電話番号又は電子メールアドレスに、メールの配信又は当社所定の方法で通知します。 3. 会員は、前項の携帯電話番号及び電子メールアドレスを変更したい場合には、速やかに当社所定の方法により変更手続を行うものとします。 4. 会員が登録した携帯電話番号又は電子メールアドレスに対して当社が書面通知メールを送信したにもかかわらず、会員がメールを受信できなかった場合及び属性情報の届出を怠ったために通知が到着しなかった場合は通常到着したものとみなし、当社は一切責任を負わないものとします。	第 7 条（本機能の登録） 2. 会員が本機能の申込みの際に申請し当社が登録した電子メールアドレス等に、メールの配信又は当社所定の方法で通知します。 3. 会員は、前項の電子メールアドレス等を変更したい場合には、速やかに当社所定の方法により変更手続を行うものとします。 4. 会員が登録した電子メールアドレス等に対して当社が書面通知メールを送信したにもかかわらず、会員がメールを受信できなかった場合及び属性情報の届出を怠ったために通知が到着しなかった場合は通常到着したものとみなし、当社は一切責任を負わないものとします。
2023 年 10 月 1 日	2026 年 4 月 1 日

PayPay カード（旧 Yahoo! JAPAN カード）WEB 明細利用規定

旧	新
第 5 条（ご利用代金請求明細書の通知方法） 1. 当社は、会員が届け出た携帯電話番号又は電子メールアドレス宛にご利用代金請求明細書の作成が完了した旨を、原則として毎月 12 日以降に会員サイト内、ショートメッセージサービス（以下「SMS」といいます。）又は	第 5 条（ご利用代金請求明細書の通知方法） 1. 当社は、会員が届け出た電子メールアドレス等（携帯電話番号その他会員が登録した連絡先を含みます。以下同じ。）宛にご利用代金請求明細書の作成が完了した旨を、原則として毎月 12 日以降に

います。)又は電子メール（以下「請求確定案内通知」といいます。）等の電磁的方法により配信します。会員は、請求確定案内通知を受領後、パソコンまたはスマートフォン（以下、合わせて「通信端末機器等」といいます。）から会員サイトにアクセスする方法により、ご利用代金請求明細書の内容を閲覧し、会員自身で当該ご利用代金請求明細書を会員の通信端末機器等に保存するものとします。また、会員は、システムメンテナンスによる本機能停止・その他の事情により会員サイト内で確認ができない場合があることをあらかじめ了承するものとします。請求確定案内通知の配信後 1 週間以内に会員からの申出がない限り、ご利用代金請求明細書の内容について異議がないものとして、口座振替を行います。 3.当社が第 1 項にもとづく請求確定案内メールを配信した場合は、当社から会員に対して、請求確定案内メールの到達の確認はいたしません。会員が登録した携帯電話及び電子メールアドレスに対して請求確定案内メールを送信したにもかかわらず、会員が請求確定案内メールを受信できなかった場合、当社は一切責任を負わないものとします。	会員サイト内又は電子メールその他（以下「請求確定案内通知」といいます。）の電磁的方法により配信します。会員は、請求確定案内通知を受領後、パソコンまたはスマートフォン（以下、合わせて「通信端末機器等」といいます。）から会員サイトにアクセスする方法により、ご利用代金請求明細書の内容を閲覧し、会員自身で当該ご利用代金請求明細書を会員の通信端末機器等に保存するものとします。また、会員は、システムメンテナンスによる本機能停止・その他の事情により会員サイト内で確認ができない場合があることをあらかじめ了承するものとします。請求確定案内通知の配信後 1 週間以内に会員からの申出がない限り、ご利用代金請求明細書の内容について異議がないものとして、口座振替を行います。 3. 当社が第 1 項にもとづく請求確定案内通知を配信した場合は、当社から会員に対して、請求確定案内通知の到達の確認はいたしません。会員が登録した電子メールアドレス等に対して請求確定案内通知を送信したにもかかわらず、会員が請求確定案内通知を受信できなかった場合、当社は一切責任を負わないものとします。
第 6 条（他通知書類の通知方法） 1. 当社は、会員サイト内若しくは会員が届け出た携帯電話番号又は電子メールアドレス宛に、前条以外の通知書類の作成が完了した場合、「ご契約内容のご案内（お申し込み内容のご案内）」等（以下「通知メール」といいます。）のSMS又は電子メールを配信します。会員は、通知メールを受領後、パソコン等より会員サイトにアクセスし、当社所定の本人認証を行った上、当該内容を確認し、自らのパソコンに記録するものとします。なお、一部携帯電話では会員サイトを閲覧することはできません。また、会員は、当社及び LINE ヤフーのシステムメンテナンス等又は会員が携帯電話番号及び電子メールアドレスの変更連絡をしていない等の事情により通知メールが会員に到達ができない場合があることをあらかじめ承諾するものとします。 2. 会員が登録した携帯電話番号又は電子メールアドレスに対して当社が書面通知メールを送信したにもかかわらず、会員が通知メールを受信できなかった場合、当社は一切責任を負わないものとします。	第 6 条（他通知書類の通知方法） 1. 当社は、会員サイト内若しくは会員が届け出た電子メールアドレス等宛に、前条以外の通知書類の作成が完了した場合、「ご契約内容のご案内（お申し込み内容のご案内）」等（以下「通知メール」といいます。）を電子メールその他の電磁的方法で配信します。会員は、通知メールを受領後、パソコン等より会員サイトにアクセスし、当社所定の本人認証を行った上、当該内容を確認し、自らのパソコンに記録するものとします。なお、一部携帯電話では会員サイトを閲覧することはできません。また、会員は、当社及び LINE ヤフーのシステムメンテナンス等又は会員が電子メールアドレス等の変更連絡をしていない等の事情により通知メールが会員に到達ができない場合があることをあらかじめ承諾するものとします。 2. 会員が登録した電子メールアドレス等に対して当社が書面通知メールを送信したにもかかわらず、会員が通知メールを受信できなかった場合、当社は一切責任を負わないものとします。
第 7 条（携帯電話番号及び電子メールアドレス） 会員は、携帯電話番号及び電子メールアドレスの変更を行った場合には、遅滞なく「会員サイト」のサービスメニューから所定の選択を行い、変更の手続を行うものとします。	第 7 条（電子メールアドレス等） 会員は、電子メールアドレス等の変更を行った場合には、遅滞なく「会員サイト」のサービスメニューから所定の選択を行い、変更の手続を行うものとします。
2024 年 2 月 29 日	2026 年 4 月 1 日

PayPay カード（PayPay 決済用）会員特約

旧	新
第 7 条（通知等） 1. 本特約会員は、PayPay カード（PayPay 決済用）の利用に際し、当社所定の方法により本特約会員が利用する携帯電話番号又は	第 7 条（通知等） 1. 本特約会員は、PayPay カード（PayPay 決済用）の利用に際し、当社所定の方法により本特約会員が利用する電子メールアドレス

電子メールアドレスを当社に登録するものとします。 2. 当社は、本特約会員に対して、PayPay アプリ上若しくは会員メニュー内において必要事項を通知することがあります。また、前項の携帯電話番号若しくは電子メールアドレス宛にショート・メッセージ・サービス若しくは電子メール等を使用し、PayPay カード（PayPay 決済用）に関する必要事項を通知することがあります。この場合、当社が広告宣伝に関する案内をする場合には、当社所定の方法によりあらかじめ本特約会員の承諾を得るものとします。	等（携帯電話番号その他本特約会員が登録した連絡先を含みます。以下同じ。）を当社に登録するものとします。 2. 当社は、本特約会員に対して、PayPay アプリ上若しくは会員メニュー内において必要事項を通知することがあります。また、前項の電子メールアドレス等宛に電子メールその他の手段を使用し、PayPay カード（PayPay 決済用）に関する必要事項を通知することがあります。この場合、当社が広告宣伝に関する案内をする場合には、当社所定の方法によりあらかじめ本特約会員の承諾を得るものとします。
2024 年 7 月 24 日	2026 年 4 月 1 日

PayPay カード（PayPay 決済用）会員メニュー利用者規定(PayPay カード（PayPay 決済用）特約会員用)

旧	新
第 12 条（利用者に対する通知） 2. PayPay カード（PayPay 決済用）の利用及び本規定に基づく利用者に対する通知を、当該利用者が届け出た携帯電話番号等宛に、ショート・メッセージ・サービス（以下、「SMS」といいます。）若しくは電子メール（以下 SMS と併せて「SMS 等」）により発信したときは、当該通知内容が発信されたときをもって、利用者に到達したものとみなします。 3. 利用者が届け出た携帯電話番号等に宛てて SMS 等を当社が送信したにもかかわらず、SMS 等の管理を行うプロバイダーのコンピュータシステム等の事故等又は利用者が携帯電話番号等の変更を行ったにもかかわらず変更後の携帯電話番号等の届け出を行わなかったためにSMS 等が利用者に届かなかった場合（利用者が属性情報を誤って登録した場合も含む）、当社が SMS 等を送信したときをもって利用者に到達したものとみなします。 4. 当社は、利用者が届け出した携帯電話番号等を、利用者に対する通知や情報提供に利用します。ただし、利用者は、当社所定の届け出をすることにより、必要通知を除く電磁的方法による通知、情報提供の中止を依頼することができるものとします。 5. 当社は、利用者が届け出した携帯電話番号等に対して通知や情報提供を行ったことにより、利用者又は第三者に対して損害が発生した場合にも、当社の故意又は過失による場合を除き、当社は一切責任を負わないものとします。	第 12 条（利用者に対する通知） 2. PayPay カード（PayPay 決済用）の利用及び本規定に基づく利用者に対する通知を、電子メールその他の手段（以下「電子メール等」）により発信したときは、当該通知内容が発信されたときをもって、利用者に到達したものとみなします。 3. 利用者が届け出た電子メールアドレス等（携帯電話番号その他利用者が登録した連絡先を含みます。以下同じ。）に宛てて電子メール等を当社が送信したにもかかわらず、電子メール等の管理を行うプロバイダーのコンピュータシステム等の事故等又は利用者が電子メールアドレス等の変更を行ったにもかかわらず変更後の届出を行わなかったために電子メール等が利用者に届かなかった場合（利用者が誤って登録した場合も含む）、当社が電子メール等を送信したときをもって利用者に到達したものとみなします。 4. 当社は、利用者が届け出した電子メールアドレス等を、利用者に対する通知や情報提供に利用します。ただし、利用者は、当社所定の届け出をすることにより、必要通知を除く電磁的方法による通知、情報提供の中止を依頼することができるものとします。 5. 当社は、利用者が届け出した電子メールアドレス等に対して通知や情報提供を行ったことにより、利用者又は第三者に対して損害が発生した場合にも、当社の故意又は過失による場合を除き、当社は一切責任を負わないものとします。
2023 年 8 月 1 日	2026 年 4 月 1 日

電磁化書面規定（割販）（PayPay カード（PayPay 決済用）特約会員用）

旧	新
第 5 条（ご利用代金請求明細書の通知方法） 1. 当社は、特約会員が届け出た携帯電話番号又は電子メールアドレス宛にご利用代金請求明細書の作成が完了した旨を、原則として毎月 12 日以降に PayPay アプリ上若しくはショート・メッセージ・サービス	第 5 条（ご利用代金請求明細書の通知方法） 1. 当社は、特約会員が届け出た電子メールアドレス等（携帯電話番号その他特約会員が登録した連絡先を含みます。以下同じ。）宛にご利用代金請求明細書の作成が完了した旨を、原則として毎月 12 日

（以下、「SMS」といいます。）又は電子メール等の電磁的方法により配信（以下、「請求確定案内通知」といいます。）します。特約会員は、請求確定案内通知を受領後、会員メニューを通じて当社のサーバーにアクセスする方法によりご利用代金請求明細書の内容を閲覧し、特約会員自身で当該利用代金請求明細書を特約会員の通信端末機器等に保存するものとします。また、特約会員は、システムメンテナンス等による本機能停止その他の事情により会員メニュー内で確認ができない場合があることにあらかじめ同意するものとします。請求確定案内通知の配信後 1 週間以内に特約会員からの申し出がない限り、ご利用代金請求明細書の内容について異議がないものとして、口座振替等を行います。 3. 当社が第 1 項にもとづく請求確定案内通知を配信した場合は、当社から特約会員に対して、請求確定案内通知の到達の確認はいたしません。特約会員が登録した携帯電話又は電子メールアドレスに対して請求確定案内通知を送信したにもかかわらず、特約会員が請求確定案内通知を受信できなかった場合及び携帯電話番号等その他属性情報の届け出を怠ったために通知が到達しなかった場合（特約会員が属性情報を誤って登録した場合も含む）は通常到達したものとみなし、当社は一切責任を負わないものとします。	以降に PayPay アプリ上又は電子メールその他の電磁的方法により配信（以下、「請求確定案内通知」といいます。）します。特約会員は、請求確定案内通知を受領後、会員メニューを通じて当社のサーバーにアクセスする方法によりご利用代金請求明細書の内容を閲覧し、特約会員自身で当該利用代金請求明細書を特約会員の通信端末機器等に保存するものとします。また、特約会員は、システムメンテナンス等による本機能停止その他の事情により会員メニュー内で確認ができない場合があることにあらかじめ同意するものとします。請求確定案内通知の配信後 1 週間以内に特約会員からの申し出がない限り、ご利用代金請求明細書の内容について異議がないものとして、口座振替等を行います。 3. 当社が第 1 項にもとづく請求確定案内通知を配信した場合は、当社から特約会員に対して、請求確定案内通知の到達の確認はいたしません。特約会員が登録した電子メールアドレス等に対して請求確定案内通知を送信したにもかかわらず、特約会員が請求確定案内通知を受信できなかった場合及び電子メールアドレス等その他属性情報の届け出を怠ったために通知が到達しなかった場合（特約会員が誤って登録した場合も含む）は通常到達したものとみなし、当社は一切責任を負わないものとします。
第 6 条（他通知書類の通知方法） 1. 当社は、前条以外の通知書類の作成が完了した場合、特約会員の通信端末機器等にインストールされた PayPay アプリ上での通知、若しくは特約会員が届け出た携帯電話番号又は電子メールアドレス宛にSMS又は電子メール等の電磁的方法により「ご契約内容のご案内」等（以下、「ご案内通知」といいます。）を配信します。特約会員は、ご案内通知を受領後、会員メニュー等を通じて当社のサーバーにアクセスし、当社所定の本人認証を行った上、当該内容を確認し、特約会員自身の通信端末機器等に記録するものとします。また、特約会員は、システムメンテナンス等又は特約会員の通信端末機器等の状態、特約会員が携帯電話番号及び電子メールアドレスの変更連絡をしていない等の事情によりご案内通知が特約会員に到達ができない場合があることにあらかじめ承諾するものとします。 2. 特約会員が登録した携帯電話又は電子メールアドレスに対して当社がご案内通知を通知したにもかかわらず、特約会員がご案内通知を受信できなかった場合及び携帯電話番号等その他属性情報の届け出を怠ったために通知が到達しなかった場合（特約会員が属性情報を誤って登録した場合も含む）は通常到達したものとみなし、当社は一切責任を負わないものとします。	第 6 条（他通知書類の通知方法） 1. 当社は、前条以外の通知書類の作成が完了した場合、特約会員の通信端末機器等にインストールされた PayPay アプリ上での通知、若しくは特約会員が届け出た電子メールアドレス等宛に電子メールその他の電磁的方法により「ご契約内容のご案内」等（以下、「ご案内通知」といいます。）を配信します。特約会員は、ご案内通知を受領後、会員メニュー等を通じて当社のサーバーにアクセスし、当社所定の本人認証を行った上、当該内容を確認し、特約会員自身の通信端末機器等に記録するものとします。また、特約会員は、システムメンテナンス等又は特約会員の通信端末機器等の状態、特約会員が電子メールアドレス等の変更連絡をしていない等の事情によりご案内通知が特約会員に到達ができない場合があることにあらかじめ承諾するものとします。 2. 特約会員が登録した電子メールアドレス等に対して当社がご案内通知を通知したにもかかわらず、特約会員がご案内通知を受信できなかった場合及び電子メールアドレス等その他属性情報の届け出を怠ったために通知が到達しなかった場合（特約会員が誤って登録した場合も含む）は通常到達したものとみなし、当社は一切責任を負わないものとします。
第 7 条（携帯電話番号及び電子メールアドレス） 特約会員は、携帯電話番号又は電子メールアドレスの変更を行った場合には、遅滞なく当社所定の方法で変更の手続を行うものとします。	第 7 条（携帯電話番号及び電子メールアドレス等） 特約会員は、電子メールアドレス等の変更を行った場合には、遅滞なく当社所定の方法で変更の手続を行うものとします。
2023 年 8 月 1 日	2026 年 4 月 1 日

電磁化書面規定（貸金）（PayPay カード（PayPay 決済用）特約会員用）

旧	新
第 6 条（特約会員への通知方法） 1. 当社は、特約会員が届け出た携帯電話番号又は電子メールアドレス宛に、書面内容の作成が完了した旨を、PayPay アプリ上若しくはショート・メッセージ・サービス（以下、「SMS」といいます。）又は電子メール（以下、「書面通知」といいます。）等の電磁的方法により配信します。特約会員は、書面通知を受領後、会員メニュー等を通じて当社のサーバーにアクセスし、当社所定の本人認証を行った上、当該内容を確認し、特約会員自身の通信端末等に記録するものとします。また、特約会員は、システムメンテナンス等又は特約会員の通信端末機器等の状態、特約会員が携帯電話番号及び電子メールアドレスの変更連絡をしていない等の事情により書面通知が特約会員に到達ができない場合があることをあらかじめ承諾するものとします。 2. 特約会員が登録した携帯電話番号又は電子メールアドレスに対して当社が書面通知を送信したにもかかわらず、特約会員が書面通知を受信できなかった場合及び携帯電話番号等その他属性情報の届出を怠ったために通知が到達しなかった場合（特約会員が属性情報を誤って登録した場合も含む）は通常到達したものとみなし、当社は一切責任を負わないものとします。	第 6 条（特約会員への通知方法） 1. 当社は、特約会員が届け出た電子メールアドレス等（携帯電話番号その他特約会員が登録した連絡先を含みます。以下同じ。）宛に、書面内容の作成が完了した旨を、PayPay アプリ上又は電子メールその他（以下、「書面通知」といいます。）の電磁的方法により配信します。特約会員は、書面通知を受領後、会員メニュー等を通じて当社のサーバーにアクセスし、当社所定の本人認証を行った上、当該内容を確認し、特約会員自身の通信端末等に記録するものとします。また、特約会員は、システムメンテナンス等又は特約会員の通信端末機器等の状態、特約会員が電子メールアドレス等の変更連絡をしていない等の事情により書面通知が特約会員に到達ができない場合があることをあらかじめ承諾するものとします。 2. 特約会員が登録した電子メールアドレス等に対して当社が書面通知を送信したにもかかわらず、特約会員が書面通知を受信できなかった場合及び電子メールアドレス等その他属性情報の届出を怠ったために通知が到達しなかった場合（特約会員が誤って登録した場合も含む）は通常到達したものとみなし、当社は一切責任を負わないものとします。
第 7 条（携帯電話番号及び電子メールアドレス） 特約会員は、携帯電話番号又は電子メールアドレスの変更を行った場合には、遅滞なく当社所定の方法で変更の手続を行うものとします。	第 7 条（電子メールアドレス等） 特約会員は、電子メールアドレス等の変更を行った場合には、遅滞なく当社所定の方法で変更の手続を行うものとします。
2023 年 8 月 1 日	2026 年 4 月 1 日

家族会員向けサービス利用規約

PayPay カード（PayPay 決済用）に関する遵守事項（家族会員向け）

旧	新
8. 通知 （1）家族会員は、申込時又は入会后、当社所定の方法により家族会員が利用する携帯電話番号等を当社に登録するものとします。 （2）当社は、家族会員に対して、PayPay アプリ上若しくは会員メニュー内において必要事項を通知することがあります。また、前項の携帯電話番号等にショート・メッセージ・サービス等を使用し、必要事項を通知することがあります。この場合、当社が広告宣伝に関する案内をする場合には、当社所定の方法によりあらかじめ家族会員の承諾を得るものとします。	8. 通知 （1）家族会員は、申込時又は入会后、当社所定の方法により家族会員が利用する携帯電話番号等（その他家族会員又は本会員が登録した連絡先を含みます。以下同じ。）を当社に登録するものとします。 （2）当社は、家族会員に対して、PayPay アプリ上若しくは会員メニュー内において必要事項を通知することがあります。また、前項の携帯電話番号等にショート・メッセージ・サービスその他の手段により、必要事項を通知することがあります。この場合、当社が広告宣伝に関する案内をする場合には、当社所定の方法によりあらかじめ家族会員の承諾を得るものとします。
2025 年 4 月 1 日	2026 年 4 月 1 日

